

Financial Adviser

ファイナンシャル・アドバイザー

2

 2009

好評連載

保険商品バッチリアドバイス
「相続対策ニーズに対応する保険」

年金力パワーアップ講座
「公的年金と税金」

ワイド特集

速報 平成21年度税制改正大綱を 徹底理解する



●第11回のテーマ●

消費税

タックス博士の

1からはじめる

税金教室



落合 孝裕
落合会計事務所

博士 この税金教室も早いもので今回で11回目、次回で最後となります。

大輔 税金は本当に難しいですね。でも、やっと少しずつ分かってきました。

香織 私もお客様との話が、前より詳しくできるようになりました。

博士 2人ともずいぶん力が付いてきましたよ。さて、今回は「消費税」がテーマです。ほとんどの商品、サービスには消費税がかかっていますね。われわれ消費者は、商品を買ったときに消費税を含めてお金を払います。商品やサービスを提供する個人事業者や会社は、消費者が負担したその消費税について、一定の計算をした上で納税します。このように、消費税では税金を負担する者（担税者＝たんせいしゃ）と、納税する者（納税者）が異なっています。納税者にとっては、間接的に税金を納めることになるので、消費税は「間接税」ということになります。

香織 博士、前回まで勉強した所得税は、税金を負担する人が直接

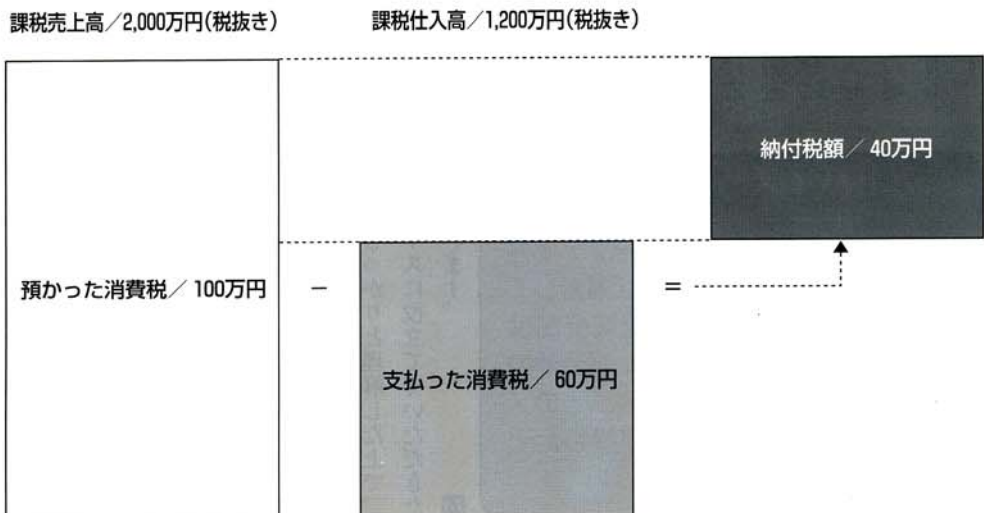
納税するので「直接税」ですよ。

大輔 ああそうか。といつても、サラリーマンは会社任せだから、直接税金を納めているという気がしないよなあ。

博士 たしかに大輔君の言うことも、もつともかもしれないですね。さて、消費税に話を戻しましょう。消費税の税率は、諸外国では10%以上となっている国が多く、5%の日本は世界でも低い方なのです。

香織 先日、税務署に行ったら消費税のポスターが貼ってありました。北欧では消費税率25%の国も

図表1 消費税の納付税額の計算例



あるんですね。博士 日本は、歳出に対する税収の割合が低く、皆さんご承知のと

図表2 課税事業者と免税事業者の区分（資本金1000万円未満の会社の場合）

当期	2期前	2期前の課税売上高	当期の区分
H18.12期	H16.12期	800万円	免税事業者
H19.12期	H17.12期	1200万円	課税事業者
H20.12期	H18.12期	900万円	免税事業者
H21.12期	H19.12期	1500万円	課税事業者
H22.12期	H20.12期	2000万円	課税事業者

おり国の財政は大変厳しい状況です。いずれ近いうちに、消費税の税率も引き上げられることになるのでしよう。

**納税額を試算した上で
簡易課税の選択も検討する**

大輔 博士、不動産をたくさん持っているお客様は納税が大変ですよ。2000万円の家賃収入なら、100万円の納税になりますから。

博士 いや、違いますよ。後で詳しく説明しますが、まず家賃収入のうち、「住宅の貸付け」、つまり居住用のアパート、マンション、一戸建てなどの貸付けには消費税がかかりません。さらに、経費で支払った消費税もあり、その分を差し引いた残りが納税となります。実際は100万円より少なくなりますよ（図表1）。

香織 博士、売上高が少ない会社は、消費税を納める義務がないと聞いたことがありますか、本当ですか？

博士 そうなっていますね。それではここで、消費税の基本的なこ

とから順にお話ししていきます。まず、商品の販売やサービスの提供には、消費税がかかる取引とからならない取引があります。消費税がかかる取引を「課税取引」、消費税がかからない取引を「非課税取引」といいます。一般的に消費税がかかる取引が多いのですが、住宅の貸付け、医療費、学校の授業料などの「非課税取引」もあります。

大輔 そういえば、会社の寮の家賃も消費税がかかっていなかったっけ。

博士 そうでしょう。課税取引の売上高を「課税売上高」といいますが、課税売上高が1000万円を超えるると消費税の納税義務が生じます。課税売上高には、正確には輸出取引の免税売上も含まれますが、これは少し難しい話になりますので、今日の説明では省きます。

香織 ということでは、課税売上高1000万円以下なら、消費税は納税しなくてよいということですか？

博士 そうなります。ただし、こ

の課税売上高1000万円超とは、2年前の売上高のことです。つまり、2年前の課税売上高が1000万円超なら、今年も消費税の納税義務があり（課税事業者）、2年前の課税売上高が1000万円以下なら、今年も消費税の納税義務がありません（免税事業者）。ここはちょっと複雑なので、図表2で見てください。

大輔 2年前が1000万円以下なら、今年の課税売上高が1億円でも2億円でも、納税義務がないということですか？

博士 そうなりますね。新規で事業を起した場合は、個人事業主でも会社でも、設立1年目と2年目にはそもそも2年前がありませんから、この2年間は納税義務がありません。ただし、資本金1000万円以上の会社は、設立1年目、2年目も消費税の納税義務がありますので注意してください。

「規模が一定以上の会社は設立当初から納税してください」ということです。

大輔 なるほど。ところで、うちの支店では、不動産を賃貸して

いるお客様が多いのですが、住宅の貸付けが非課税取引なら、消費税を納税している人は少ないことになりましたね。

博士 大輔くん、不動産賃貸でも事務所や倉庫、駐車場の貸付けは課税取引となっていますから、消費税がかかりますよ。さらに、事務所などを新たに貸し付けるときに保証金を預かることが多いと思いますが、この償却も課税取引です。

香織 所得税の勉強をしてから、不動産屋さんへの張り紙をよく見るようになりました。事務所では保証金が家賃の10カ月分くらいで、償却が20%ということが多いですね。

博士 そうですね。この償却分は将来の退去時に戻しませんから、税法では賃貸を始めた時点で売上を上げるようになっていきます。例えば、事務所の保証金が200万円円で20%償却なら、40万円が課税売上高になります。さらに事務所や倉庫の更新料も課税取引ですから、それまで課税売上高が1000万円を少し下回っていても、新

規の賃貸や更新が多い年は、課税売上高が10000万円を超えることがあります。

大輔 となると、その2年後は消費税の納税義務が生じることになるんですね。

博士 そういうことです。さて、消費税の申告と納期限ですが、所得税の3月15日より少し遅い3月31日となっています。といって、15日と月末と2回に分けて申告書を作成するとかえって手間ですから、15日までに一緒に行うケースが多いようです。次は消費税の計算方法です。売上にかかる消費税から、仕入や経費にかかる消費税を差し引いて納税額を計算する方法が原則ですが、もう一つ

「簡易課税」といって、課税対象となる売上高に一定の率を掛けて納税額を計算する方法があります。

香織 うちの支店のお客様のほとんどは、簡易課税を選んでいらっしゃるんですね。

博士 そう、簡易課税の方が一般的に納税額が少なく、計算も簡単ですから、こちらを選ぶ人が多く

なっています。計算方法は、図表3を見てください。簡易課税を適用するためには、その課税期間が始まる前日までに、申告書を提出する税務署に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することが必要です。また、2年前の課税売上高が5000万円以下の場合しか適用できませんので、注意してください。

大輔 じゃあ、納税義務が生じた人には、忘れずに届出書を出すようにアドバイスすればいいんですね。

博士 いや、届出書を出す前に、簡易課税の方が納税額が少ないのか、試算をする必要がありますよ。業績が芳しくない会社は、かえって簡易課税を選ばない方が有利なことがあります。簡易課税を一度選択すると、最低2年間は適用する必要があります。その後簡易課税をやめたいときは、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を税務署に提出することが必要です。

香織 いろいろな種類の届出書があって、ややこしいですね。

簡易課税方式の場合 還付が受けられないことも

博士 さて、簡易課税を選択するに当たり、もう一つ注意することがあります。簡易課税を選択すると、消費税の還付が受けられなくなることもあるのです。

大輔 還付って、税金を戻してもらうことですか？ 消費税も戻ってくるのでしょうか。

博士 はい。例えば賃貸の事務所ビルを建てた場合は、建築代金にかかる消費税が多額になります。

賃貸収入で預かった消費税より、建築代金や経費で支払った消費税の方が多くなることがあります。

例えば、賃貸収入が20000万円で預かった消費税が1000万円、事務所ビルの建築代金と経費が合計50000万円で支払った消費税が2500万円とします。簡易課税をあえて選んでいなければ、100万円-250万円=-150万円の消費税が戻ってきます。図表3で、簡易課税なら納税額はいくらになるか、計算してみてください。

1からはじめる税金教室

図表3 簡易課税の計算方法

$$\text{課税売上高 (税込)} \times \frac{100}{105} (= \text{課税標準額}) \times 5\%$$

$$= \text{課税標準額} \times 5\% \times \text{みなし仕入率}$$

$$= \text{納税額}$$

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業	80%
第三種事業	農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業および水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業以外の事業 (飲食店、金融、保険業等) ・事業者が自己で使用していた固定資産を譲渡する場合も該当する	60%
第五種事業	不動産業、運輸通信業、サービス業 (第一種事業から第三種事業までに該当しないもの)	50%

香織 簡易課税を考えると、預かった消費税は同じ100万円、支払った消費税は「みなし仕入率」

の50%だから、2000万円×5%×50%＝500万円、差引きで50万円の納税でしようか？

博士 そのとおりです。150万円の還付になるか、50万円の納税になるか、この差は大きいです

消費税納税義務の有無は、2年前の課税売上高により決まります。また納税額を比較し有利な計算方法を選択しましょう。



よ。もう一つ説明を加えると、免税事業者の場合も消費税の還付を受けることはできませんから、還付を希望するのなら、その課税期間が始まる前に「消費税課税事業者選択届出書」を税務署に提出する必要があります。免税事業者は、消費税の納税義務がない代わりに、消費税を還付してもらったこともできません。

大輔 うーん、今日は勉強になったなあ。早速、明日から仕事に生かしていこうっと。

香織 大輔君、「今日は」ではなく、「今日も」の間違いでしょう。博士、ありがとうございます。